

尼崎市
子どものための
権利擁護委員会
活動報告書
(令和3年度実績)

令和4年(2022年)12月

尼崎市子どものための権利擁護委員会



目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	子どもの権利について・・・・・・・・	3
3	子どものための権利擁護委員会とは・・・・・・・・	4
4	令和3年度相談受付実績・・・・・・・・	5
5	令和3年度相談事例・・・・・・・・	7
6	委員、相談員よりメッセージ・・・・・・・・	9

1 はじめに

ごあいさつ

私たちは、尼崎市子どもの育ち支援条例に基づき、令和3年4月1日に発足し、同年7月1日から活動を開始しました。

日本が1994年に批准した子どもの権利条約には、子どもが有している諸権利が規定されています。私たちの活動の基本は、子ども一人ひとりが、それら諸権利を自分のチカラで行使できるようサポートすることです。

私たちの基本姿勢は、子どもがその声や意見を発信していけるようにサポートすることです。子どもの権利条約第12条には、子どもの意見表明権が規定されていますが、子どもに関わる、あらゆる制度、あらゆる場面で、子どもの声や意見が反映されるよう、子ども自身が参画することが必要です。これにより、子どもの最善の利益は実現されます。

子どもが関わっている場面というのは多種多様ですが、たとえば、学校や福祉施設など、子どもと関わる機会が多い機関において、子どもの声を踏まえた対応がなされる必要があります。私たちは、個別のケースにおいて、子どもの代弁者として、親、学校や児童福祉などの関係者に子どもの声を伝える活動をしています。また、それら関係者に対して積極的に対応の改善を求める活動もしています。子ども本人が自己決定をするために必要な情報を集めて、子ども本人にそれを伝え、子どもが自分で考えて行動することもサポートしています。

折しも、令和4年6月に、こども家庭庁を設置する法案が成立しました。同庁は、虐待やいじめ、子どもの貧困などに幅広く対応するため、子どもにとって安全で安心な生活環境の整備に関する政策を推進する組織とされています。子どもの権利条約の理念に基づき、子どもを権利行使する主体として正面から捉えることの重要性が、国レベルでも確認されたと言えます。

私たちの活動は始まったばかりですが、ここ尼崎という地域において、尼崎の子ども一人ひとりの権利が擁護されるよう地道に活動をして参ります。

そして、あらゆる子どもに関する制度や施策について、子どもの声が反映され、尼崎市が、子どもにとって住みよく、子どものための街になるよう働きかけていきます。

尼崎市子どものための権利擁護委員会
委員長 曾我智史

<委員名簿>

	氏名	職種	委員委嘱期間
委員長	曾我 智史	弁護士	令和3年4月1日～令和5年3月31日
委員	吉池 毅志	大学准教授	令和4年10月1日～令和5年3月31日
専門委員	幾田 喜憲	元 小学校校長	令和3年4月1日～令和5年3月31日
前委員長	羽下 大信	臨床心理士	令和3年4月1日～令和4年3月31日
前委員	桜井 智恵子	大学教授	令和3年4月1日～令和4年3月31日

2 子どもの権利について



■ 児童（子ども）の権利に関する条約

条約全文

児童（子ども）の権利に関する条約は、子ども（18歳未満）を、権利を持つ主体と位置付け、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。この条約には4つの原則があり、条約で定められた権利を考えると、常に合わせて考えることが大切です。この条約は、平成元年（1989年）の国連総会で採択され、平成2年（1990年）に発効し、日本は平成6年（1994年）に批准（※確認し、同意すること）しました。

4つの原則

命を守られ成長できること

全ての子どもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

差別のないこと

全ての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。

主な権利

生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

育つ権利

勉強したり遊んだりして、持って生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

守られる権利

紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること



■ 尼崎市子どもの育ち支援条例

条例全文

児童（子ども）の権利に関する条約の精神にのっとり、次の基本理念のもと、子どもの人権を尊重することを基本とした尼崎市子どもの育ち支援条例を平成21年（2009年）に制定しました。

子どもにとっての最善の利益を考える

子どもの主体性をはぐくむ

大人が協力して子どもが健やかに育つ環境をつくる

福祉、保健、教育分野などが連携する

3 子どものための権利擁護委員会とは

■ 設置の背景

体罰事案などの子どもの権利が著しく侵害される重大な事案が発生したことから、令和3年4月に尼崎市子どもの育ち支援条例を改正し、子どもの権利をしっかりと守るための仕組みを作ることとしました。

■ 位置付け



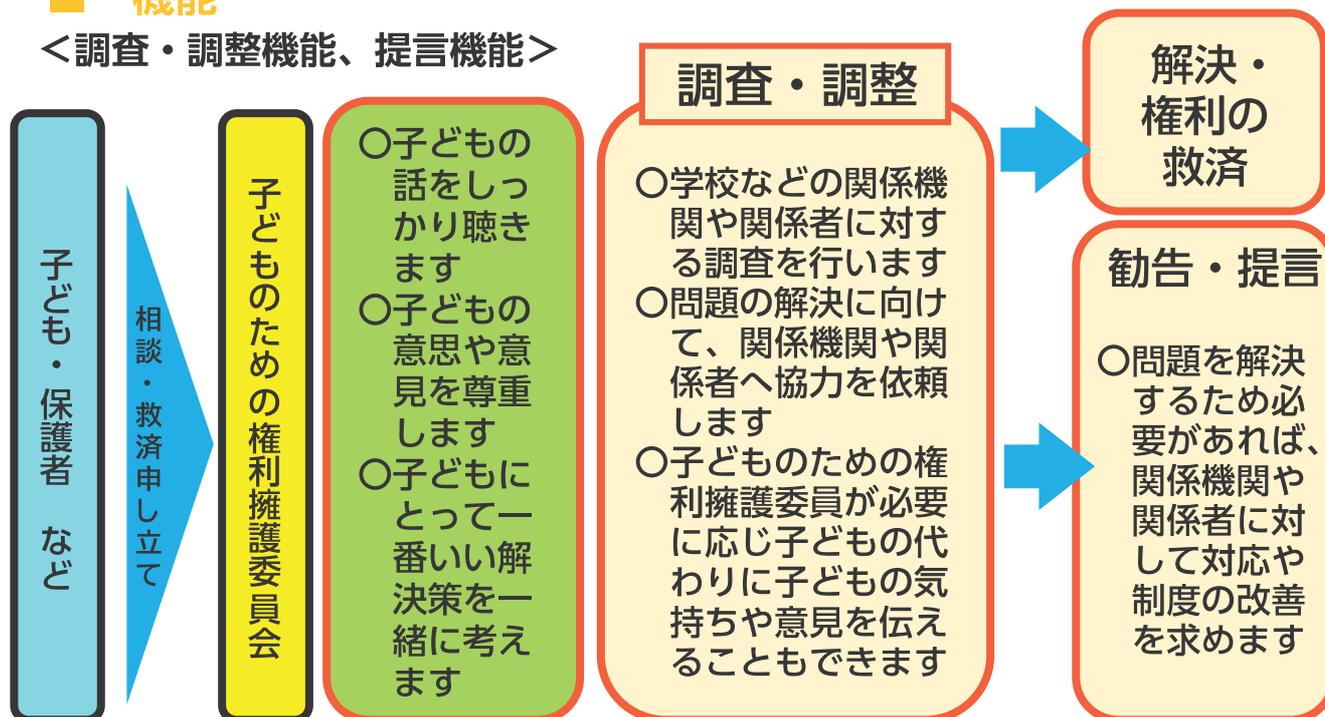
子どものための権利擁護委員会

子どもを取り巻く関係機関

- 1 位置付け
尼崎市子どもの育ち支援条例第23条に基づき、子どもの人権擁護の事項に関して調査審議を行う独立性と専門性を有する機関
- 2 委員会の組織
 - ・委員：子どもの人権擁護について専門的な知識経験を有する者（弁護士、大学教員、心理士など）
 - ・専門委員：専門の事項を調査させるため専門的な知識経験を有する者
 - ・相談員：相談窓口における子どもの人権擁護に係る相談員
- 3 3つの機能
 - ① 調査・調整機能 ② 提言機能 ③ 広報・研修機能
- 4 開設日
令和3年4月1日（※相談受付開始は令和3年7月1日から）

■ 機能

<調査・調整機能、提言機能>

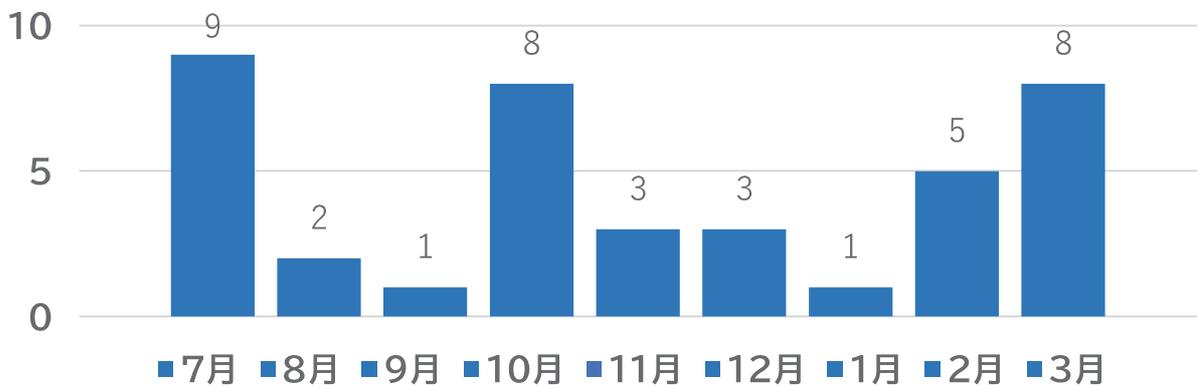


4 令和3年度相談受付実績

対象期間は令和3年7月1日～令和4年3月31日

※令和3年7月から相談受付開始

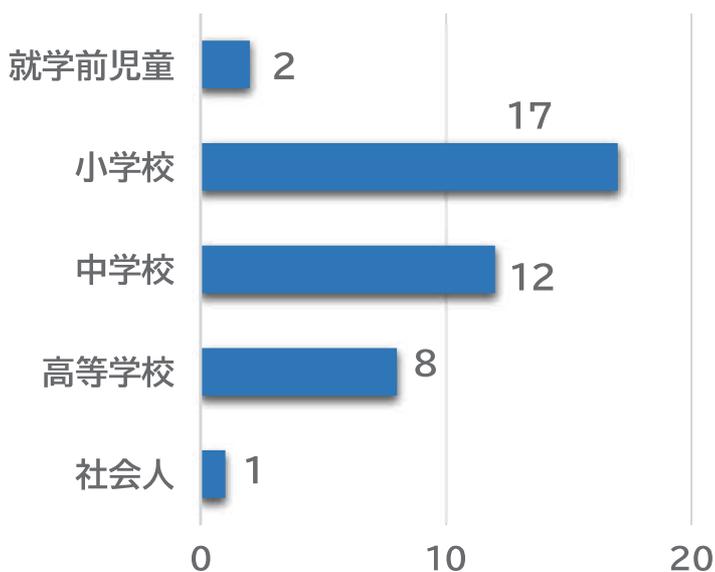
グラフ1 相談件数はどれくらい？



令和3年度の相談受付件数は、合計**40件**でした。

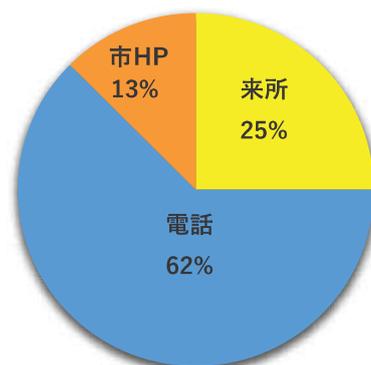
また、月別で見ると、**7月、10月、3月**に相談件数が多くなっています。これは、7月は相談窓口開設について市報等で広報したこと、また10月は子どもの人権アンケートの裏面に案内を掲載したこと、さらに2月末に市内の全児童生徒に対して周知用のカード・リーフレットを配布したことなど、広報や周知活動が件数の増加につながったと考えます。

グラフ2 子どもの年代は？



相談対象の子どもの年代は、**小学生が17件**で最も多く、次いで中学生が12件、高校生が8件と続きます。

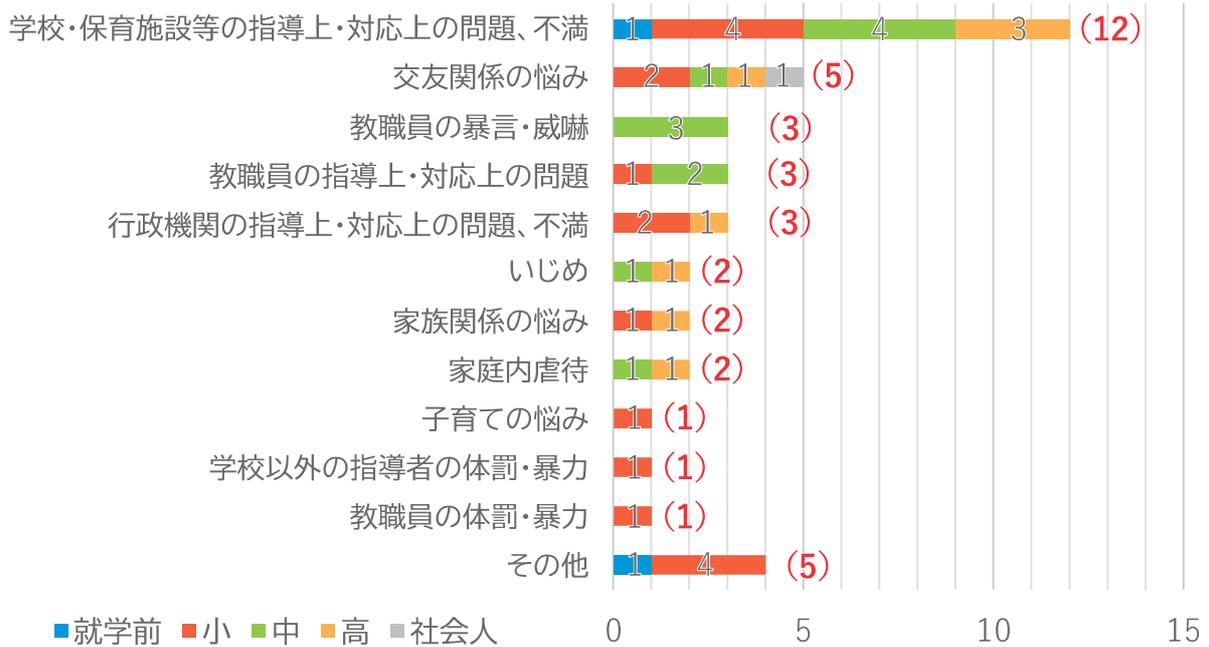
グラフ3 どんな方法で相談を受けた？



電話での受付が25件（約62%）と最も多く、直接来所が10件（25%）、市のHP専用フォームが5件（13%）と続きます。なお、LINEでの受付は令和4年2月末から開始したため、令和3年度は実績がありませんでした。
※令和4年度は受付実績があります。

グラフ 4

どんな相談内容？

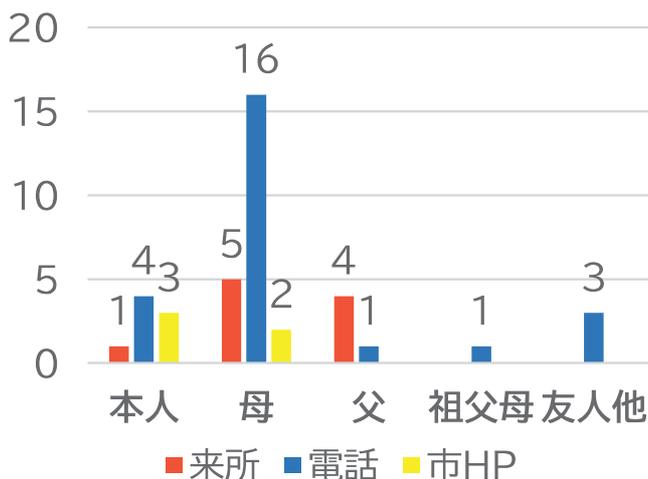


最も多かった内容は「学校・保育施設等の指導上・対応上の問題、不満」で12件(30%)と最も多くなっています。また「交友関係の悩み」、「教職員の暴言、威嚇」、「教職員の指導上・対応上の問題」といった学校生活に直接関わるような内容が多い傾向となっています。

※「その他」5件は、心身の悩みなど

グラフ 5

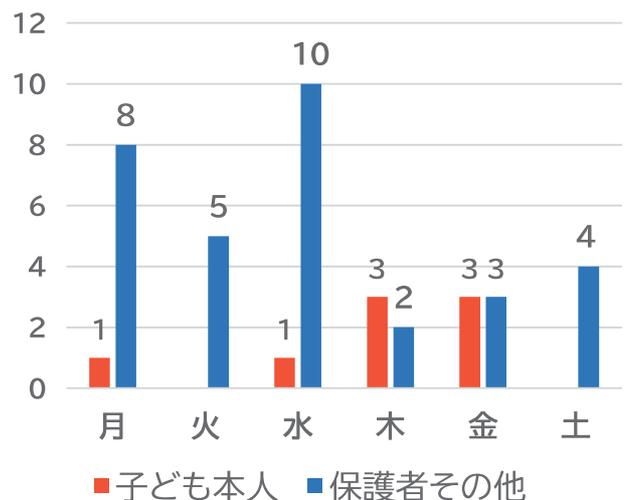
どんな関係の人からの相談が多い？



「母親」からの相談が23件で最も多く、全体の約58%を占めます。本人が8件、父親が5件となっています。

グラフ 6

何曜日に相談が多い？



「水曜日」の相談件数が最も多く、約28%となりましたが、子ども本人からの相談が比較的多かったのは木曜日と金曜日でした。

5 令和3年度相談事例

※令和3年度中に、当委員会に寄せられた相談をもとに、個人が特定できないよう一部修正を加えています。

相談事例1

◆ 事案内容

中学校に通う生徒Aさんからの相談。

Aさんは、学校行事の活動中に、友人とふざけて集団行動をみだしたとして、教員から注意を受けました。Aさんは、放課後に呼び出され、複数の教員から囲まれ、大声で怒鳴られ反省の言葉を言わされたとのことでした。

◆ 対 応

はじめに、Aさんの保護者が相談室に来所しました。保護者からは、指導か体罰か判断がつかないが、子どもが傷ついて学校に行けなくなり心配していると相談がありました。相談員は、その保護者に対し、「尼崎市体罰等防止ガイドライン（令和3年7月尼崎市教育委員会）」を提示し、体罰の定義、不適切な指導事例等について説明した上で、「Aさん本人から直接話を聞いて、委員とともに一緒に対応を考えたい」と伝えました。すると後日Aさんが来所され、委員はAさんと面談し、Aさんから学校で起こった具体的な出来事とともに、その時の心情も詳しく聞き取りました。

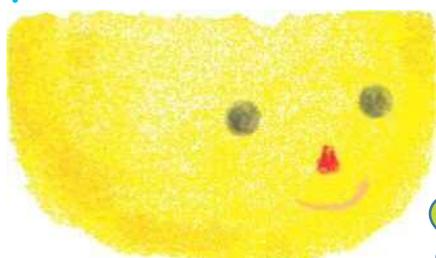
Aさんは、「ふざけたわけではないのに先生たちは自分の話を聞いてくれなかった。取り囲まれて怖かった。先生に目をつけられたら成績に影響すると思い我慢した・・・。」と打ち明けてくれました。委員はその不安も受け止め、Aさんの意思に沿って動くことを約束しました。

その後、当委員会は学校との話し合いに臨み、委員は学校に対して、Aさんの心情を伝えました。今回の学校の対応については、子どもの人権や、スクールコンプライアンスの視点から問題があるという見解も伝えたところ、対応してくれた校長と教頭は、両人とも真摯に耳を傾けていただき、問題の教員に対して改善を促すことを約束してくれました。その後、委員は学校に対し、問題の教員に対する指導がなされたことを確認した上でAさんと直接会い、Aさんに学校との話し合いの内容やその後の状況についてフィードバックをしました。

◆ 結 果

Aさんから、先生たちの声掛けやはげましを受けて、学校に通っていると連絡がありました。

子どもの権利条約では、あらゆる形態の暴力から子どもを守ることを記しています。国連の子どもの権利委員会の総括所見（2019年3月）では、学校教育法で体罰が禁止されていることを踏まえながら、学校において体罰禁止が効果的に実施されていないことが指摘されています。



相談事例2

◆ 事案内容

小学校に通う児童Bさんからの電話相談。
「同じクラスの児童が、クラスの係活動を一緒にやろうと声をかけてきたが、自分はやりたくない、他にやりたい係があるが言えない。このままでは押し切れそう」という訴えだった。

◆ 対応

相談員がBさんから電話で話を聴いて、相手の児童に自分の思いを伝える方法を考える「作戦会議」を一緒にしようと提案しました。その後、Bさんが来所し、相談員が詳しく話を聴いたところ、Bさんは、「相手（児童）の言っていることは正しいと思う。だから本当に嫌と言ってしまったら、自分自身が悪者になってしまう。」とのことでした。Bさんは、「正しいことなので言い返せないし、相手の児童との関係も壊したくない、自分で何とかしなければと思っている。今日は相談室に来たが、大人の力は借りたくない。」とも話しました。

相談員は、「作戦会議」と称して、相手の児童の意見には賛成するが、今年は別の係をやりたいたいという気持ちを、どのようにして伝えるかをBさんと一緒に考えました。

Bさんから、2人を取り巻くクラス内の人間関係やエピソードを丁寧に聴き、話を聴く中で、1対1で起きた出来事ではなく、周囲のクラスメイトとの関係が背景にあることも察せられました。

相談員は、Bさんが「大人の力は借りたくない」と言った気持ちを大切にし、自分の力で自分の気持ちを言えるようにするための考え方を提案するなどしました。

◆ 結果

Bさんと相談員は、複数回、話を重ね、その後、Bさんから電話で「自分の考えを自分で言えました。」と報告がありました。

相談事例3

◆ 事案内容

小学校の普通学級に通う障害のある児童Cさんと保護者からの相談。

Cさんは、友だちが好きで学校に行くのを楽しみにしていますが、学校からは、「この子にあった適切な教育が必要」として、特別支援学級をすすめられており、学校のインクルーシブ教育への理解が薄いように感じると保護者から相談がありました。

◆ 対応

相談員と保護者との間で、子どもの権利条約は、障害のある子どもの尊厳の確保、自立促進、社会参加を認め、総括所見ではインクルーシブ教育を発展させることを指摘しているが、自治体、学校ごとで取組に差異がある現状について、意見交換をしました。

相談員はCさんと会って話をしました。Cさんは明るく話好きで、「ずっと普通学級できたので、友達と一緒に中学校に行きたい。」と話し、Cさんの希望がかなえられ、安心して学校生活を続けられることが大事であると確認できました。

そこで、当委員会が学校に行って、Cさんの気持ちを学校へ伝えることになりました。

今回、学校に行く機会に、子どもの人権と学校の対応に関わるテーマで、委員が、校内研修を実施することも提案しました。学校では委員が講師を務め、教員らに対して、具体的事例に即した研修を行いました。

学校は、特別支援学級に通う児童の保護者から、合理的配慮を十分にしてほしいという要望も受けており、一人ひとりに合った教育を模索しているところでした。

◆ 結果

Cさんは中学校へ進学後も普通学級に所属しました。当委員会とのかかわりは継続しており、時折、学校での出来事を話しに来てくれます。

なお、Cさんの保護者は、インクルーシブ教育とは何かという共通理解を学校とともに作っていくことが必要だと感じ、尼崎のインクルーシブ教育を考える地域のネットワークを立ち上げるための活動を始めています。

6 委員、相談員よりメッセージ

『私たちの活動の基本姿勢』

委員長 曾我 智史



私たちは、2021年7月から、活動を開始したばかりです。それでも、様々な子どもと出会い、対話をしてきました。

出会ってきた子どもは、学校との関係で悩んでいることが多かったです。なかには、親との関係で悩んでいる子どももいました。どの子どもであっても、私たちの活動の基本は、まずは、子ども本人の話を直接聴くところから始まります。これがとても重要です。保護者などの大人を通じて子どもの声をお聴きすることがありますが、子ども自身の声は、大人の考えとは異なっていることがあります。よく考えてみれば、子どもは大人とは別人格なのですから、大人とは感じ方や考え方も異なっているのは当然です。やはり、子ども本人の語りや表現を聴いてこそ、子どもを支援する具体的な方針が見つかります。

もちろん、言葉にして上手く表現できない子どももいます。そのような場合には、私たちは、子ども本人のペースにあわせ、子どもが少しでも話す言葉をキャッチし、その言葉の意味するところを子どもと一緒に考えます。一緒に考えるプロセスを経ることで、子ども自身が言い換えるなどの表現をしてくれます。

子どもが自分のチカラで、大人に対して、意見をしっかりとと言えるようになるのがまずは目標となります。もっとも、私たちのところに相談に来る段階では、すでに、いろいろな事情により、自分のチカラでは意見を言うのが難しい状態であることが多いです。私たちは、そのような子どもと一緒に、誰に何を言えばよいかということやその伝え方などを考えます。その上で、子ども本人が望むのであれば、私たちが、子ども本人の代弁者として、関係する大人たちに対して、その子どもの声を伝えに行くようにしています。これにより、関係する大人たちに、子どものために何ができるかを考えてもらうのです。

学校と保護者との意見対立が激しいと思える事案もありました。それぞれ言い分があり、間に入って話を聴く私たちとしては、それぞれの立場に共感をすることが多いです。しかし、何をおいても、子ども本人の気持ちや声が重要であり、私たちは、大人たちに対して、その子どもの気持ちや声を中心にすえて、何ができるかを考えてもらうように働きかけていくこととなります。関係者が、子ども中心の視点をもてば、解決の筋道が見えると思っています。

『子どものみなさんの言葉から始めます』

委員 吉池 毅志



私は2022年10月に着任したところで、委員としての活動はこれからです。

尼崎という町で委員となるにあたり、この町を舞台にした小説、『太陽の子』（灰谷健次郎・作）を思い出しました。沖縄の戦争で心を病み、働くことが難しいお父さんと暮らすふうちゃんを、近所の人たちが温かく見守って、共に育み合います。

私たち委員や相談員は、いろんなしんどいことに出会う子どものみなさんと、そのまわりにいるおとなの方たちと共に、温かな輪をつくりたいと思っています。

同じく灰谷さんの作品に『砂場の少年』という小説があります。私たちが取り組む仕事は、この作品とも大きく重なります。作品のなかで少年は、教師やおとなから頭ごなしに叱られています。中学生の側から見える世界と、教師やおとな側から見える世界に大きなギャップがあり、担任は一方的な力で子どもたちをまとめ上げようとします。その力のなかで、少年は辛い思いをするのですが、この担任もまた、組織の力の中で不自由に生きています。

ブラジルのある教育学者は、「教師たちを解放するのは、子どもたちだ」と言いました。子どものための権利擁護委員会への相談が、辛い状況を変えるスイッチになります。子どものみなさんの側に立ち、子どもの言葉から状況を共に解いてゆきます。子どもの言葉をきっかけに、おとな側と子ども側が話し合い、辛い思いが生まれるしくみを解いてゆきます。倒すのではなく、解くのです。

子どものみなさんの言葉をしっかり聴き、その言葉から始めたいと思います。



子どものための権利擁護委員会は子どもの声を第一に、どこにも属さず、多方面に子どもの幸せを考えると活動をしている。

私は学校や教育行政に長くかかわってきた経験から子ども理解はある程度できるものと考えていた。トラブルに悩む子どもたちや保護者と時間をかけて、誠実な話し合いを重ねることによって困難から少しずつ立ち直っていった事例を何度も経験してきた。しかし、話し合いが半年以上にも及び、解決に至らなかったことも経験した。保護者の思いや、子どもたちの願いが伝わって関係機関や相談機関を活用し、当時できることは積極的に行ってきたつもりであった。

今思い返せば、子どもの考えていることは、どうだったのか、十分に子どもたちの声を聴いていたのだろうか、と考えさせられる。正しい方に導きたいと思うあまり、教師として道を指し示すことばかり力が入ったように思う。『保護者の方々、どうぞもっと子どもたちを正しく守ってやってください。』と、そればかりを前面に出してはいなかったか。当委員会に参加するようになり日を重ねるごとに思い返す日々である。

当委員会は、子どもの声が直接聴くことができ、それぞれの立場の考え方を尊重しながら解決を探している。大人（教師や保護者）は、原因を子どもに求め、指導しようとすることが多い。だが、子どもたちは、自分たちの考えを持ち未熟でも表現しようとしている。子どもたちが、十分に悩み、それを打ち明け、言葉にして繰り返す。急がず焦らず時間がかかっても構わない、その中でこそ子ども自身で成長していくのではないだろうか。それぞれの抱える困難は、電話相談であったり、メールであったり、直接の面談での話し合いで整理されていくのではないか。

私の好きな言葉に、『nice try ナイストライ』がある。日本の野球では、外野手が高く上がったフライをうまく捕った時には、皆が「nice catch ナイスキャッチ」と言うが、もし、ミスをした時は……もちろん褒めてはもらえないし、罵声を浴びることさえある。

アメリカの野球では、ミスをして、（もちろんうまくいった時も）果敢に挑戦しているプレーに対しては『nice try ナイストライ』と声をかけるそうである。ミスを恐れず精一杯プレーすることに対して称賛の声があがる。まことに羨ましい思いがする。

子どもたちが悩んで何かを求めて相談してくれたら、それは『nice try ナイストライ』である。新しい一歩を踏み出せたのだ。私たち大人は子どもたちに『nice try ナイストライ』と言わねばならない。子どもたちは、進化している。自分の意見を持ち自分なりに判断を導く力を育てている。大人社会が、子どもたちの疑問や悩み、夢や希望に答える社会を共に考えることができる社会になってほしいものである。

尼崎においては、子どもの人権アンケートや子どものための権利擁護委員会、いくしあにおける子どもの施策等を多々実施している。しかし、活用する子どもたちにどれほど答えられているのだろうか。まだまだこれからの成長が求められるだろう。

内田 相談員

全ての子どもが大切にされ、健やかに育ていけるまちをつくらうと、「尼崎市子どもの育ち支援条例」が出来て13年になります。そして、昨年条例を改正して、「子どものための権利擁護委員会」を設置、子どもの声を聴いて、子どもと共に解決の道を探るチームが出来ました。子どもの声は、小さい大きい、強い弱い、特に攻撃的であったり、声にならないものまで含め実に多様です。いじめ、不登校、貧困など、子どもを取り巻く社会課題の中で「SOSを出して」とはよく言われますが、大人の側の聴く力も問われています。大人の不誠実やごまかしを認める場面も出てきます。葛藤の中で、一人ひとりの子どもの声を受け取り、自分が持っている知識や経験を子どもとやりとりしながら、一緒に「どうしたらいいかな」と考えていきたいと思えます。

笹村 相談員

全ての子どもは、生まれながらにして幸せに生きるための権利を持っています。相談員は出会ってきた子どもたちに、自分が権利の主体であることを知ってもらえるように意識して、これまで接してきました。相談室で、公園で、ご自宅で、図書館や公共施設で……。相談員として子どもたちに来てお話を聴いて、子どもたちと一緒に作戦を練って動いた初年度でした。手探りながらも、図書館やユース交流センターなどを利用して、それぞれの子どものペースに合わせて、一緒に宿題をしたり、子どもの権利クイズを作って遊んだり。これからも、子どもに身近な相談員として子どもたちの持つアイデアを実現すべく、アシストしていきたいと思えます。



あなたの味方になって、動きます

尼崎市内に在住・在勤・市内の学校などの子ども施設に在籍するおおむね18歳までの子どもが対象です。保護者等からの相談も受け付けます。**相談は無料です。**



電話

0120-968-622
(**無料**でかけられます)



メール



ama-kenriyogo@
city.amagasaki.hyogo.jp



LINE



友達登録

してね！



ホームページ



専用フォーム



直接窓口

尼崎市若王寺2丁目18番5号
あまがさき・ひと咲きプラザ
アマブラリ2階

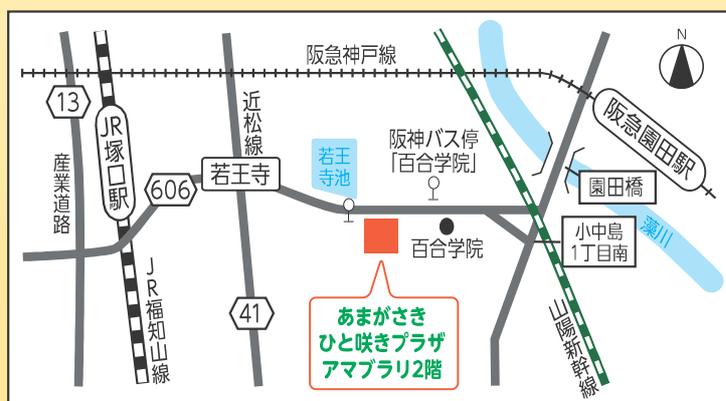
【アクセス】

阪急園田駅から：徒歩約15分

：阪神バス(尼崎市内線11番)「阪急園田駅(南)」より「百合学院」下車

JR塚口駅から：徒歩約20分

JR尼崎駅から：阪神バス(尼崎市内線11番)「JR尼崎駅(北)」より「百合学院」下車



(注1)電話と直接窓口の受付時間については、月～土曜日(祝日を除く)午前10時～午後6時です。

(注2)ホームページ専用フォーム、メール、LINEは24時間受け付けていますが、回答や対応は、翌日以降の業務時間内になる場合があります。

発行：尼崎市子どものための権利擁護委員会

尼崎市こども青少年局 こども青少年部 こどもの人権擁護担当

電話：06-6409-4723 / FAX：06-6409-4715